

平成30年11月20日（火）
 津島市健康福祉部健康推進課（鈴木、伊藤）
 電話番号 0567-23-1551

＜議案名＞議案60号 津島市総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について

1 制定内容

津島市総合保健福祉センターの3階の会議室等（会議室、講師控室、調理室及び和室）を住民が利用できるよう貸館業務を実施するにあたり、その設置及び管理に関する事項を定めるものです。

(1) 利用時間

午前9時から午後9時30分

(2) 休業日

12月29日から1月3日まで

(3) 使用料の額

	面積	定員(人)	使 用 料 (円)			
			午前 午前9時～ 正午	午後 午後1時～ 5時	夜間 午後6時～ 9時30分	全日 午前9時～ 午後9時30分
第1会議室	108.59 m ²	70	3,150	4,560	5,850	12,200
		運動時:30				
講師控室	12.88 m ²	4	370	540	690	1,440
第2会議室	50.74 m ²	30	1,560	2,090	2,730	5,740
		運動時:15				
第3会議室	72.67 m ²	40	2,130	2,990	3,910	8,120
調理室	122.79 m ²	48	3,570	5,150	6,610	13,790
和室	40畳	30	3,930	5,480	7,190	14,940

2 制定理由

津島市総合保健福祉センターの3階の会議室等の有効利用のため、施設の貸館化を行うもの。

3 参考事項

(1) 施行期日 平成31年4月1日

(2) 本条例の制定に伴い旧条例は廃止する。